

◆現状と課題

人口減少・超高齢社会

拡大した市街地

財政の悪化

+ 地震・津波等防災対策

◆都市の将来像

【コンパクトシティ+ネットワーク】（前提、ベースライン）

～公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり～

都市再生特別措置法(H26.8 施行)では
⇒ 立地適正化計画制度の導入

【立地適正化計画制度】

都市全体を見渡したマスタープラン

市町マスタープランの高度化版

まちづくりへの公的不動産*の活用

公共施設の再配置や公的不動産を
活用した民間機能の誘導

都市計画と公共交通の一体化

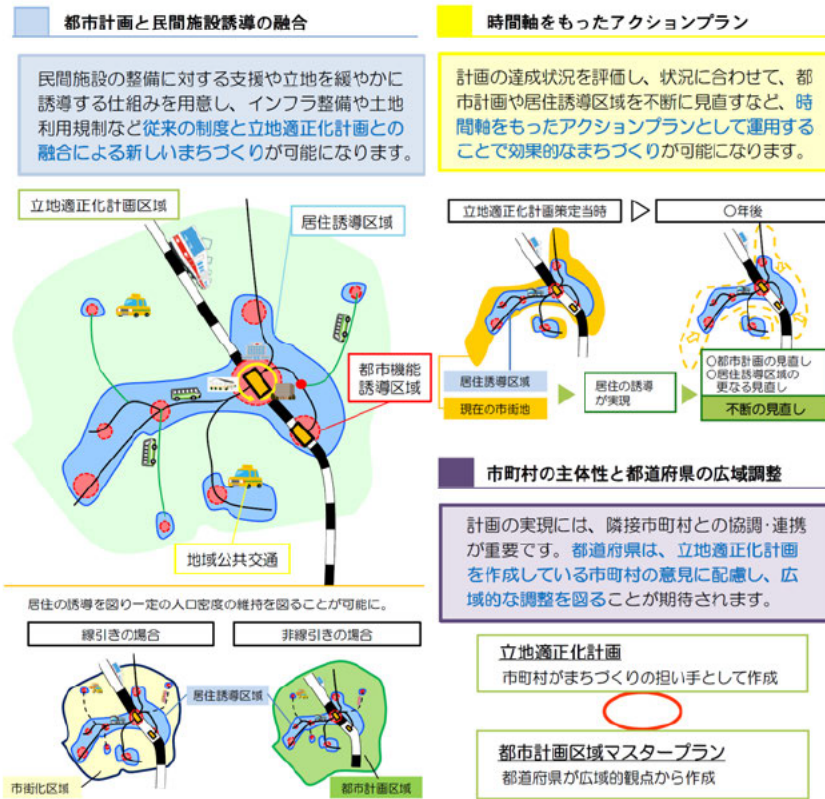
コンパクトなまちづくりと地域交通
の再編と連携

市街地空洞化防止のための選択肢

市街地空洞化防止のための新たな
選択肢

*公的不動産(PRE)：市町が所有する公共施設や公有地等

立地適正化計画概要パンフレット（H26.8.1 国土交通省）より抜粋



防災を追加

+ 防災（今回は地震・津波対策）

～地震・津波災害に強いまちづくり～

平成 9 年 10 月 17 日付け都市局長通知「都市防災構造化対策の推進について」に基づく『防災都市づくり計画策定指針』（H25.5.24 国土交通省）より
「都市計画の中にあらゆる自然災害による被害の抑止・軽減を目的の一つとして明確に位置付けることが不可欠」
『地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン』（中部地方整備局）より
・防災・減災の基本的な考え方（基本事項） 対象 ※その他も考慮

・地震・津波災害に強いまちづくりのために考えておかなければならない基本的な考え方

- ① 安全で確実な避難の確保
- ② 地震・津波に強い都市構造の構築
- ③ 災害に強い組織・人をつくる

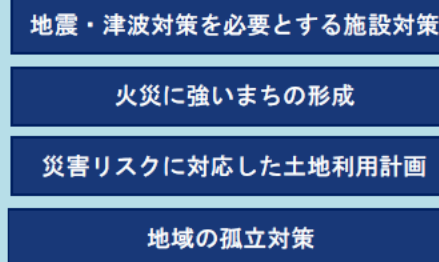
【防災・減災の基本的な考え方(基本事項)】

② 地震・津波に強い都市構造の構築

建物を耐震化、RC化にして耐浪化等することで、損壊の軽減、再利用が可能(自助)、財産被害の軽減、復興の迅速化(共助)

まちづくりに合わせ重要施設配置の見直し(自助、公助)

グランドデザインに合わせた土地利用計画(自助、共助、公助) 等



長期的・短期的な施策を検討

～イメージ～（海岸平野部）



三重県においては…

コンパクトシティ

三重県都市マスタープラン改定基本方針

平成 20 年 7 月に策定。三重県の県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向を示す。方向の一つがコンパクトシティ。

○集約型都市構造実現に向けた将来都市像

三重県都市マスタープラン

平成 23～25 年に策定。広域の視点を確保する県内を北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州圏域の 5 圏域・都市計画区域毎定めた都市計画の方針を示す。圏域の方針における記載。

○都市機能の集約化・集約型都市構造等

ネットワーク

三重県都市圏交通計画

平成 20 年 3 月に県土整備部にて策定。県内を北勢・中南勢・伊賀・東紀州地域の 4 地域に分け、都市圏交通計画をとりまとめ方向性を示す。

○人口減少時代に適した集約型都市構造を支える交通体系の整備

三重県総合交通ビジョン

平成 26 年度中に地域連携部にて策定予定。三重県における交通計画。実施方針に明記。

○持続可能なまちづくりに資する交通拠点と多様な交通ネットワークの構築

三重県においては…

今後の目標

現在の取組
(緊急に取組むべき事項)

命を守るため、県民、企業等の防災の取組と連携。
にげやすく、災害に強い都市構造の構築が求められる。

10 年後のイメージ
(都市マスタープランへの反映)

産業振興や地域活性化のため、地域特性をふまえた地震津波に強い集約型都市構造を目指す。
土地利用の方針、公共交通を基本とする都市の利便性・防災性の向上が求められる。

長期の
グランドデザイン

50 年後の地域の実情にあった災害に強い都市を目指す。
災害の予防だけでなく生活環境の回復や雇用確保等、講じるべき対策に取り組む。

グランドデザインの実現のために